

平成26年6月27日
文 部 科 学 省

第 51 回人口・社会統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答

I 計画の変更

2 調査票（学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設

（3）「5 認可定員」及び「6 利用定員」

（指摘事項）

今回の改正では、文部科学省案のとおり、新幼保こども園全体のみの認可定員の把握を認めるものの、今後、認可定員について、園児の区分別の把握を検討することが必要とされた。

（回答）

ご指摘を踏まえて以下のように変更する。（資料 1－2 参照）

図 1 調査票修正案

	区 分			計
	教育機関時間定員 【1 号定員】	満3歳以上・保育 定員【2 号定員】	満3歳未満・保育 定員【3 号定員】	
5 認可定員				
6 利用定員				

（5）「8 職員数」

（指摘事項）

文部科学省において、事務職員の非常勤職員の過去 5 年分の時系列データを作成して、次回部会において報告すること。

（回答）

前回の部会において、非常勤の事務職員数について、省内の調査で調べていると回答したが、改めて確認したところ、総務省の「臨時・非常勤職員に関する調査」において、地方公務員の臨時・非常勤職員の人数を把握しているので、そのデータを資料 1－3 のとおり提出する。

なお、事務職員等の非常勤職員を把握すること（注：保育士の非常勤は「7 教育・保育職員数」で把握）については、他の学校種（幼稚園～大学）の調査票にも共通するものであること、調査客体への混乱を避けるためにも一度調査項目を変更した後は可能な限り変更を要しないレベルのものを構築したいことから、現在総務省で審議されている労働者の区分等の審議結果や非常勤職員に係る調査事項の定義（勤務時間別や常勤換算など）等を踏まえた上で検討したい。

(6) 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」

(指摘事項)

新しい項目の追加や男女別の分割など、調査項目の変更ができない理由について、文部科学省において整理の上、次回部会において報告すること。

(回答)

精神疾患、介護休業及び休職者等の区分・男女別の把握については、いずれも重要な内容であるとのこと指摘を踏まえ、今後省内の関係部署や調査客体の意見を聴くなどして対応したい。なお、これらへの対応に際しては、他の学校種の調査票にも共通する調査項目であること、調査客体への混乱をさけるためにも、一度調査項目を変更した後は可能な限り変更を要しないレベルのものを構築したいことから、一定の検討期間が必要であるため、平成 27 年度中に具体策をまとめ、対応したい。

また、結核については、ごく少数とのこと指摘を踏まえ、上記の精神疾患、介護休業及び休職者等の区分、男女別の把握と併せて検討し、平成 27 年度中に具体策をまとめ、対応したい。

3 調査票の変更

(2) 学校調査票（大学等）学部学生内訳票

(指摘事項)

今回、社会人学生の実態把握のために追加することとしている「年齢別入学者数」については、年齢区分の上限が「61 歳以上」とされている。しかしながら、近年の急激な高齢化や生涯学習の推進等の点を踏まえ、今後、高齢者の年齢区分を「60 歳～64 歳」、「65 歳以上」をより細分化して引き上げることを検討する必要がある。

(回答)

これまでは、学部学生は「高校卒業年度」、大学院は「年齢区分」という異なる調査項目であったが、今後は同じ「年齢区分」の調査項目のもとで学部と大学院について記入してもらうことになることから、「学部学生内訳票」と「大学院学生内訳票」の年齢区分が異なると混乱することとも考えられるため、同一の年齢区分にしたいと考えている。

また、新たな年齢区分に移行するためには、文部科学省情報基盤システムのみならず、大学院に係る既存の大学独自のシステムについてのプログラム改修とともに、学部に係る新規プログラムの構築が必要となるため、変更内容を時間的余裕をもって調査客体に十分に周知しないと調査客体に負担がかかることなどから、平成 27 年度調査は現行の区分のままで行いたい。今後、「学部学生内訳票」「本科学生内訳票」「大学院学生内訳票」の年齢区分については、平成 28 年度調査または遅くとも平成 29 年度調査より、「55～60 歳」を「55～59 歳」、「61 歳以上」を「60～64 歳」に変更するとともに、「65 歳以上」の欄を追加することとしたい。

なお、「55～60 歳」を「55～59 歳」、「61 歳以上」を「60 歳以上」のラベルに変更とした場合、単にラベルを付け替えるのみの改修はできず、データベース上の従来の年齢別区分の列は残したままで、新規の列を追加する（資料 1－4 参照）必要があるため、仮に年齢別区分の調査項目を 1 項目変更する場合であっても、2 人月程度の工数がかかると聞いている。

更に、調査項目の1列のみを追加するだけでも、データベースの形式が変わってしまうため、当該調査項目に関するプログラムのほぼ全てを書き直すのと同程度の手数がかかる」と聞いている。

また、これに付随して、基本設計書や詳細設計書などの修正をし、また、改修したプログラムの試行運用を行った上で納品となるため、調査票上は軽微な変更であっても、システムのさまざまな改修に波及するため、コストがかかる。

6 平成24年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」への対応状況

（指摘事項）

中学校卒業者の就職者を正規・非正規に把握しないことについて、今回の議論を踏まえ文部科学省において検討の上、次回部会において報告すること。

（回答）

現在、高等学校等の卒業者については「就職者」「一時的な仕事に就いた者」「左記以外の者」の区分で、中学校等の卒業者については「就職者」「左記以外の者」の区分で調査しているという違いを踏まえ、今回は、高等学校等を変更することとしたところである。今回のご指摘を踏まえ、中学校等卒業者の正規・非正規別について今後検討を進めることとするが、現在総務省で労働者の区分について審議されている最中であり、また、正規・非正規などの基本的な定義については政府（全省庁）として統一する方向も考えられることから、当該審議結果を踏まえたうえで、中学校等卒業者の調査区分を決めたい（総務省の審議結果によっては、高等学校以上の卒業者に係る区分も変更対象となる。）。

学校基本調査(卒業後の状況調査)における各学校種の就職者等の把握

	大学・大学院 短期大学・高等専門学校			高等学校 中等教育学校(後期課程)			中学校 中等教育学校(前期課程) 特別支援学校(中等部・高等部)		
	(平成24年度調査～)			(～平成26年度調査)			(平成27年度調査～)		(昭和50年度調査～)
	(フルタイム)	(パートタイム)		(フルタイム)	(パートタイム)		(フルタイム)	(パートタイム)	(フルタイム)
(無期雇用)	就職者 (正規雇用)	一時的な 仕事に 就いた者 ※雇用期間が 1年未満、雇 用期間の長さ にかかわらず 短時間勤務 の者	左記 以外 の者	就職者 ※経常的な収 入を得る仕事 について	一時的な 仕事に 就いた者 ※雇用期間が 1年未満、雇 用期間の長さ にかかわらず 短時間勤務 の者	左記 以外 の者	就職者 (正規雇用)	一時的な 仕事に 就いた者 ※雇用期間が 1年未満、雇 用期間の長さ にかかわらず 短時間勤務 の者	就職者 ※経常的な収 入を得る仕事 について
(有期雇用)	就職者 (非正規雇用) ※雇用期間が1 年以上						就職者 (非正規雇用) ※雇用期間が1 年以上		左記以外の者 ※ 一時的な仕事に 就いた者、家事 手伝い、外国の 学校に入学した 者など、進学又 は就職以外の者

(注) 大学・短期大学・高等専門学校、高等学校・中等教育学校(後期課程)における「左記以外の者」は、家事手伝い、外国の学校に入学した者、進学又は就職準備中など、進学又は就職以外の者である。